

4 生活水の確保

方法(例)	管理組合の備え	各家庭の備え
風呂水のため置きを実施する	—	■
貯湯式給湯器の水を活用する	—	■
防火水槽の水を活用する	■	—

飲料水の他に、生活水としてトイレ、手洗い等で水が必要になります。

(1) 風呂水のため置きを実施する

○お風呂の浴槽などに水をためておくことで、生活水に利用しましょう。なお、小さな子どもがいる家庭では、浴槽へ転落しないよう注意が必要です。

(2) 貯湯式給湯器の水を活用する

○マンションの各戸に貯湯式給湯器が設置されている場合は、給水タンクとして活用でき、災害時に生活水として利用できます。

○貯湯式給湯器からの水の取り出し方については、取扱説明書等を確認しましょう。

(3) 防火水槽の水を活用する

○防火水槽が設置されている場合は、災害時に水槽の水を生活水として利用することができます。マンションの防火水槽の活用について管理組合で検討してみましょう。

5 一時避難場所(オープンスペース)の確保

方法(例)	管理組合の備え	各家庭の備え
避難生活に活用できるオープンスペースを確保する	■	—

○災害時には、避難時の集合場所、炊き出しを行う炊事場所、屋外の拠点となる場所が必要になります。マンションの敷地内に、これらの活動が可能なまとまった広さの一時避難場所(オープンスペース)を確保できるか確認しましょう。

○マンションの敷地内にオープンスペースがない場合には、周辺住民の協力を得て、空き地等を活用することも考えられます。



6 生活場所の確保（高層住戸の住民の生活維持）

方法（例）	管理組合の備え	各家庭の備え
高層階に防災倉庫を設置する	■	—
避難生活に使用できる生活場所を低層階に確保する	■	—

エレベーターが止まると、とりわけ高層階での移動が困難になります。エレベーターが復旧するまでの間、主に高層階にお住まいの方の生活支援策を講じる必要があります。

（1）高層階に防災倉庫を設置する

○高層階に防災倉庫を設置し、エレベーターが復旧するまで高層階にとどまって生活できるよう、飲料水や食糧、簡易トイレ等の最低限生活に必要なものを備蓄しましょう。

参考

高層住戸のための防災倉庫

大阪市防災力強化マンション認定制度の認定基準では、高層住戸の住民の飲料水や食糧、簡易トイレ等を備蓄するための防災倉庫を11階以上の共用部に設置することとしています。

（2）避難生活に使用できる生活場所を低層階に確保する

○高層階にお住まいの方が、寝泊りできる生活場所を低層階に確保しましょう。集会室やゲストルーム等、部屋として利用できる場所が望ましいですが、やむを得ない場合はエントランスホール等を活用しても良いでしょう。

○エントランスホール等を活用する際に、生活場所と災害時の動線との区分が必要な場合は、パーティション等を備蓄しましょう。

○マンションの立地している地域について、浸水が想定される場合には、浸水の可能性が低い階での設置を検討しましょう。

参考

災害後の停電時も使用できるエレベーター

自家発電設備等を備えることにより、災害後の停電時も継続的に利用できるエレベーターもあります。